

資 料

令和 2 年 3 月より保険適用の
新規保険収載検査項目の解説

[Rinsho Byori 68 : 249, 2020]

令和 2 年 3 月 6 日より保険適用

**SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス)
核酸検出****【保険点数】**

- ・検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 1,800 点
- ・それ以外の場合 1,350 点

【主な対象】

- ・COVID-19 (新型コロナウイルス感染症) の患者であることが疑われる者
- ・COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的とする場合

【主な測定目的】

SARS-CoV-2 の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助)

【検体】

喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液又は鼻腔拭い液

【測定試薬】

国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているもの

【留意事項】 (抜粋)

感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013 -

2014 版」に記載されたカテゴリ B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、D023 の「12」SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数 4 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数 3 回分を合算した点数を準用して算定する。

検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」(令和 2 年 2 月 18 日健感発 0218 第 3 号) の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(文責・監修：日本臨床検査医学会
臨床検査点数委員会)